

千葉県ホームレス自立支援計画の現状と課題について

1 ホームレスの現状

（「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果(R6. 1)」、「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）結果(R3)」）

○県のホームレス数：1 2 1 人（令和元年比 △ 2 4 人）→大幅に減少

- ・市川市：2 2 人（令和元年比 △ 1 1 人）
- ・千葉市：3 2 人（令和元年比 △ 1 人）
- ・松戸市：1 3 人（令和元年比 △ 3 人）
- ・船橋市：1 7 人（令和元年比 △ 1 人）

○ホームレスの年齢

6 0 歳以上：8 2. 6 %（平成 28 年比 2. 1 ポイントの増）→高齢化が進行

- ・6 0 歳以上 6 9 歳以下：4 7. 8 %（平成 28 年比 7. 7 ポイントの減）
- ・7 0 歳以上 7 9 歳以下：3 4. 8 %（平成 28 年比 1 2. 6 ポイントの増）
- ・8 0 歳以上：0 %（平成 28 年比 2. 8 ポイントの減）

○ホームレスである期間

3 年以上：9 2. 3 %（平成 28 年比 6. 1 ポイントの増）→長期化が進行

- ・3 年以上 5 年未満：7. 7 %（平成 28 年比 9 ポイントの減）
- ・5 年以上 1 0 年未満：3 0. 8 %（平成 28 年比 1 4. 1 ポイントの増）
- ・1 0 年以上：5 3. 8 %（平成 28 年比 1 ポイントの増）

2 これまでの計画における評価を踏まえた課題

- 地域居住支援事業を実施している自治体がない。
（ステップ 4 住まいの場の確保）
- ピアサポーターについての活用の検討が進んでいない。
（ステップ 5 就労の支援・逆転の発想）
- ホームレス問題の理解促進やボランティアの拡大、定着に向けた取組みが十分に実施されていない。
（チャレンジ 4 県民への啓発）

3 国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(R5. 7)」で追加された課題

- 居住支援協議会を活用した関係者間の連携を図ること。
- 保証人や緊急時の連絡先が確保されないことにより、公営住宅への入居に支障が生じることがないように配慮すること。
- 地域居住支援事業については、令和 5 年 10 月より一時生活支援事業のうちシェルター事業の単独での実施が可能となったため、居住支援の強化を図ること。
- 配偶者等からの暴力により、ホームレスとなることを余儀なくされた者については、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、必要な支援を行うこと。
- 新たなホームレスを生まない地域社会づくりの推進のため、重層的支援体制整備事業の実施等を通じて、住宅部局とも連携しながら、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた包括的な支援を一体的に行うこと。

4 関係機関等のヒアリングを踏まえた課題

計画の見直しに向け、関係市の担当部署や、支援団体等に対するヒアリングを実施した。

- 支援を望まない人の対応
- 住宅部局と福祉部局の連携
- 不動産業者への啓発・連携

5 計画の方向性

以上の現状や課題を踏まえ、下記のとおり計画の見直しを行いたい。

(1) 居住支援の充実

- 再びホームレスとなるのを防ぐために、居住を確保した後も、見守り支援等を行う地域居住支援事業を推進する。また、単独での実施が可能となったため、一時生活支援事業を行っていない自治体にも実施を呼びかける。

(ステップ4 住まいの場の確保、チャレンジ1 推進体制の確立)

- 民間賃貸住宅等への入居を円滑にするため、居住支援協議会等を活用し、居住支援法人や住宅部局との連携を強化する。

(ステップ4 住まいの場の確保、チャレンジ1 推進体制の確立)

- 安定した居住を確保するため、ホームレスを含む生活困窮者等の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録戸数の増加を目指す。

(ステップ4 住まいの場の確保)

(2) 個々の事情に対応した支援

- 配偶者等からの暴力により、ホームレスとなることを余儀なくされた者については、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、対象者に応じた必要な支援を行う。

(ステップ0 緊急援助支援)

- 支援を望まない人への対応については、巡回相談を行っている市町村に対して、ホームレス支援団体を通じて、巡回を行う者を対象にした研修等を行うことを検討する。

(ステップ2 関係性の構築)

(3) 県民への啓発

- ホームレスのピアサポーターの活用について検討する。

(ステップ5 就労の支援・逆転の発想、チャレンジ4 県民等への啓発)

- **不動産関係者**に対して、ホームレスの受け入れの理解を得るために啓発を行い、連携を図る。

(チャレンジ4 県民等への啓発)

- 県民への啓発として、巡回相談や**食糧支援**等を行うボランティアの拡大、定着を図る。また、様々な団体や組織（企業や医療機関、商工団体等）に対する啓発活動等を実施する。

(チャレンジ4 県民等への啓発)